

公的融資制度抜粋

融資機関	制度名	対象者	資金用途	返済期間	据置期間	申込限度額	年利 (実質年利)	保証			備考
								物的担保	連帯保証人	信用保証協会	
(旧・日本政策金融公庫) 国民生活金融公庫	普通貸付	中小企業者である個人事業者又は法人事業者	運転資金 設備資金	5年以内 10年以内	1年以内 2年以内	12,000万円	1.16~2.4%	提供の場合 金利優遇	不要		
	マル経貸付	1年以上市内で事業を営み、6ヶ月以上、商工会の経営指導を受け、従業員数が一定以下(小売業・卸売業・サービス業は5人以下、その他の業種は20人以下)の規模の個人事業者又は法人事業者	運転資金 設備資金	7年以内 10年以内	1年以内 2年以内	2,000万円	1.11% (※1)	いかなる保証も不要			(※1)最高1/2まで利子補給あり
東京都	小口事業資金	都内で事業を営み、従業員数が一定以下(小売業・卸売業・サービス業は5人以下、その他の業種は20人以下)の規模で、保証協会付融資の合計残高が1,250万円以下のもの	運転資金 設備資金	7年以内 10年以内	6ヶ月以内	1,250万円	1.9%~2.5%	不要	個人は不要 法人は代表者	必要 (100%保証)	商工会の経営指導内容証明により、0.4%の金利優遇あり
狛江市	小規模企業事業資金	従業員数が一定以下(小売業・卸売業・サービス業は5人以下、その他の業種は20人以下)の規模であり、個人事業者は都内で1年以上同一事業を営み、市内に居住していること、法人事業者は1年以上同一事業を営み、市内に主たる事務所を有していること。本融資あつ幹旋制度も含め、東京信用保証協会の保証付融資残高が1,250万円以下であること。創業資金の要件は、市内で新たに事業を営もうとする者、若しくは市内で事業開始後1年未満の個人又は法人であること。	運転資金 設備資金	5年以内	6ヶ月以内	500万円	2.0% (1.0%)	不要	個人は内容により必要 法人は代表者	必要 (100%保証)	狛江市が1.0%の利子補給を行う
			創業資金				2.0% (0.5%)				狛江市が1.5%の利子補給を行う

金利は平成30年2月9日付けのものです。又、上記以外に、新規開業資金など多くの制度があります。詳細はお問い合わせ下さい。